

平成31年度 宇治市立北槇島小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、以下の点を踏まえ、適切に対応することを基本とする。

- (1) 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うこと。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導観が問われる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組が必要であること。

心を込めて子どもに伝える3点
※教職員用ハンドブック「いじめ問題の解決のために」より

- いじめは人として絶対に許されない行為である。
- 教職員は全力をあげて子どもを守る。
- 自らの命を決して絶ってはならない。

上記を踏まえ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宇治市立北槇島小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの防止等に係る組織体制

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策校内委員会」を置く。
- (2) 「いじめ対策校内委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談部長、特活部長、必要とされる学年
- (3) 「いじめ対策校内委員会」は原則毎月1回開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- (4) 「いじめ対策校内委員会」では、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 関係機関、専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全教職員が一致して、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自他を尊重し、豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全ての教育活動を通して継続的に取組を行う。

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ア 個に応じた指導の充実
 - イ 言語活動の充実
 - ウ 教室環境の整備
- (2) 一人一人を大切に作る学級作り
 - ア 望ましい人間関係の推進
 - イ 学級活動で課題を解決
- (3) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ア 学年・学級集団づくりの推進
 - イ 縦割り活動の実施
- (4) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - ア 道徳教育・人権教育の推進
 - イ 体験活動・読書活動の推進
 - ウ 人間関係力・コミュニケーション能力の向上
- (5) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ア 非行防止教室の実施
 - イ 人権学習の実施
 - ウ いじめについての学級指導(学期1回)
- (6) 教育相談活動の充実
 - ア 気軽に相談できる雰囲気作り
 - イ 寄り添った指導の推進
- (7) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進
 - ア 児童会の本部・代表委員会の取組の推進
 - イ 道徳的実践力を引き出すための学級・学年の取組の推進
- (8) 教職員の意識と資質の向上を図る研修の推進
 - ア いじめ対応の研修を実施
 - イ 児童理解の研修を実施
 - ウ 校外の研修会への積極的な参加

4 いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

- (1) 情報の集約と共有
 - ア 各教師はいじめを疑わせるか、「いじめ」に繋がる可能性があると思われる事象について、軽微なものも含めその都度記録する。
 - イ 記録については「いじめ対策校内委員会」が中心となって集約し、学校全体で情報共有を図る。
 - ウ 記録の様式については、学校と市教委で共有できるよう5W1Hを基本に工夫する。
 - エ 個人記録は、年度毎に整理し、次年度に引き継ぐ。
- (2) 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施
 - ア 質問紙・聞き取り調査
- (3) 相談体制の整備と周知
 - ア 校内相談窓口を設置し、保護者に周知する。

5 いじめに対する取組

- (1) 担任まかせにせず、学校体制で対応する
「いじめ対策校内委員会」を組織し、全教職員が情報共有し、共通認識を持ち学校体制で対応に当たる。特に初期においては、的確な情報収集と丁寧な対応に心がける。
- (2) いじめられた児童への指導
保護者の協力の下、親身な指導を心がけ、悩みを受け止めて支える。児童の内面理解を進め寄り添った指導を進める。いじめに至った原因の背景も確認する。そして、児童が自信や存在感を持てる活動の場も工夫する。
- (3) いじめた児童への指導
保護者の協力の下、相手の思いや自己の行為を考えさせる指導を進め、いじめは許さないという毅然とした態度で指導する。いじめに至った原因の背景も確認し、立ち直りを支援する。
- (4) 事実の「食い違い」があるとき
加害児童、被害児童の話す事実に食い違いがある時は、被害児童に寄り添いながら事実の確認に努め、再発の防止を目指す。
- (5) 当該保護者（加害・被害）との連絡
指導経過を丁寧に説明し、明確な指導方針や応対策を提示する。学校との連携を十分に取り、問題解決のための協力を求める。
- (6) 学級・学年の児童への指導
発達段階に応じて個人情報に配慮しながらいじめの指導を行う。また、豊かな心や人間関係を育むための指導を進める。
- (7) 特にネット上のいじめについては次のような取組を進める
 - ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
 - イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
 - ウ 情報モラル教育を推進する。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに宇治市教育委員会に報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては「いじめ対策校内委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえながら、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

- (1) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 指導の経過や調査結果を宇治市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を

進める。

7 いじめ解消の要件

「いじめが解消した」状態は以下の要件を満たしているものとする。

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること
いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。
相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とすること。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

8 その他

- (1) 地域・家庭との連携の推進
 - ア 本校PTA等との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - イ いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組等を学校便りやホームページ等で発信する。
- (2) 関係機関との連携の推進
 - ア 警察、児童相談所、宇治市子育て支援基幹センター等の関係機関と適切な連携を図る。
- (3) 宇治市立北槇島小学校いじめ防止基本方針は、定期的にPDCAサイクルによる見直しを行う。